

## 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の趣旨

神奈川県建築基準条例（以下「条例」という。）について、神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく見直し結果を踏まえ、建築基準法（以下「法」という。）の改正への対応や建築物の利用形態の多様化の観点等から改正を行い、併せて学校教育法等の一部改正に伴う所要の改正を行いました。

### 2 改正の内容

#### (1) 要綱に基づく見直しによる改正

##### ア 学校の校舎に係る規定の適用除外とする建築物の追加（条例第12条）

学校の用途に供する木造建築物等の外壁と隣地境界線との距離を定める規定について、従前の規定では耐火建築物及び準耐火建築物を適用除外としていましたが、法改正で新たに規定された耐火性能等を有する建築物についても適用除外としました。

##### イ 興行場等（公会堂又は集会場に限る）の耐火性能等を有する建築物の追加（条例第43条第4項）

公会堂又は集会場の用途に供する建築物について、従前の規定では耐火建築物としなければならないと規定していましたが、準耐火建築物や法改正で新たに規定された耐火性能等を有する建築物についても認めることとしました。

##### ウ 幼保連携型認定こども園に係る規定の整理（条例第5条、第11条、第15条）

子ども・子育て支援法等の改正により、幼保連携型認定こども園が教育基本法上の「学校」及び児童福祉法上の「児童福祉施設」に位置付けられ、さらに建築基準法施行令の改正により幼保連携型認定こども園に対して幼稚園及び保育園と同じ規制を適用するなどの整理が行われたことから、条例の学校や児童福祉施設に係る規定について、所要の改正を行いました。

##### エ 都市計画区域外における容積率不算入に係る整理（条例第52条の9第4項、第5項）

建築基準法施行令の改正により、一定の範囲内で容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分について、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分等が追加されたことから、条例の都市計画区域以外で適用される容積率の制限に係る規定において、知事が許可を行う際に同一敷地内の建築の延べ面積に算入されない建築物の部分に同様に追加しました。

##### オ 仮設建築物に対する制限の緩和の追加（条例第55条）

仮設建築物について、自動車車庫又は自動車修理工場の敷地の自動車用の出口に係る規定を適用除外としました。

##### カ 罰則の強化（条例第59条）

法に規定する罰則の対象に、「設計図書に記載された大臣認定を受けた建築材料等と異なる建築材料等を引き渡した者」が新たに追加されたことに伴い、条例に当該規定を追加しました。

##### キ その他の改正（条例第30条第2項、第55条、第56条第1項及び第3項、第59条第1項）

用語の整理等を行いました。

(2) 学校教育法等の一部改正に伴う改正（第11条）

学校教育法等の一部改正で、学校の種類に「義務教育学校」が追加されたことに伴い、条例で小学校及び中学校について規定している条文に義務教育学校を追加しました。

3 施行日及び経過措置

(1) 施行期日

平成28年6月1日。ただし、2(2)に関する条例の改正については、平成28年4月1日。

(2) 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしました。